



特殊車両・過積載の取締結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所と長岡警察署による合同取締を実施しました。

取締実施結果

取締日時：令和元年7月23日（火） 14:00～16:00

取締場所及び結果

- ・国道8号 宮本除雪ステーション（長岡市宮本1丁目地先）
取締車両数：3台 うち違反指導を行った車両：2台
＜違反指導を行った内訳＞
 - 道路法取締
 - ・経路違反：1台
 - ・無許可：1台
 - 道路交通法取締
 - ・過積載（警告）：0台※上記2台に対して警告書を発出しました。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合わせ先：【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 小山 浩二 [電話] 0258-36-4551（内線431）

[FAX] 0258-36-4660

【過積載に関することについて】

新潟県 長岡警察署 交通課 [電話] 0258-38-0110

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
携帯電話

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



【取締実施状況】



特殊車両通行許可書の内容を確認しています。



対象車両の寸法を計測しています。

➤下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。